

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大東市は、寄附金税額控除に係る申告特例制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

大東市長

## 公表日

令和7年7月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	ふるさと納税寄付者から、地方税法附則第7条第1項および第8項の規定により、寄附金税額控除に係る申告特例適用の求めがあったときに、寄附金税額控除に係る申告特例適用の求めを行った者(以下、「申請者」という。)が提出する、寄附金税額控除に係る申告特例申請書を收受・保管し、申請者の居住する住所地の市区町村長に対し、寄附金税額控除に係る申告特例通知書を送付する。
③システムの名称	eltaxシステム、ワンストップ特例管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
ワンストップ特例申請受付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表24の項 地方税法 附則 第7条第5項および第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	産業・文化部 産業経済室
②所属長の役職名	産業経済室長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号574-8555 大東市谷川一丁目1番1号 大東市 産業・文化部 産業経済室 電話072-870-4013
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	同上
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報の人手を介在させる作業については、複数名で行うようにしている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚に保管することを徹底している。 ・特定個人情報の取扱は担当者だけに権限を付与している。 以上から人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・取扱担当者だけに権限を付与し、異動や担当変更の際には速やかに権限の付与・削除を行っている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②	都市魅力観光課長 芦田 雄一	都市魅力観光課長 佐々木 由美	事前	人事異動による
平成30年12月25日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①	・ワンストップ特例管理システム	・ワンストップ特例管理システム ・eltaxシステム	事前	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①	政策推進部 都市魅力観光課	政策推進部 産業振興課	事後	所管変更による
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②	都市魅力観光課長 佐々木 由美	産業振興課長 田川 愛実	事後	所管変更による
平成31年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号574-8555 大東市谷川一丁目1番1号 大東市 政策推進部 都市魅力観光課 電話072-072-870-0442	郵便番号574-8555 大東市谷川一丁目1番1号 大東市 政策推進部 産業振興課 電話072-870-4013	事後	所管変更による
令和1年6月28日				事前	再実施
令和2年8月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①	政策推進部 産業振興課	政策推進部 産業経済室	事後	課名変更による
令和2年8月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②	産業振興課長 田川 愛実	産業経済室長	事後	課名変更による
令和2年8月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号574-8555 大東市谷川一丁目1番1号 大東市 政策推進部 産業振興課 電話072-870-4013	郵便番号574-8555 大東市谷川一丁目1番1号 大東市 政策推進部 産業経済室 電話072-870-4013	事後	課名変更による
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①	政策推進部 産業経済室	産業・文化部 産業経済室	事後	
令和3年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号574-8555 大東市谷川一丁目1番1号 大東市 政策推進部 産業経済室 電話072-870-4013	郵便番号574-8555 大東市谷川一丁目1番1号 大東市 産業・文化部 産業経済室 電話072-870-4013	事後	
令和6年6月28日				事前	再実施
令和6年6月28日	3. 関連情報 3. 個人番号の利用②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番16、第9条第3項、第19条第2号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 地方税法 附則 第7条第5項および第12項	番号法第9条第4項 地方税法 附則 第7条第5項および第12項	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和7年7月31日	I 関連情報 3. 個人情報の理由	番号法第9条第4項 地方税法 附則 第7条第5項および第12項	番号法第9条第1項及び別表24の項 地方税法 附則 第7条第5項および第12項	事後	根拠法令、条項の整理
令和7年7月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年7月1日時点	事前	時点修正
令和7年7月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年7月1日時点	事前	時点修正
令和7年7月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である ・特定個人情報の人手を介在させる作業については、複数名で行うようにしている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚に保管することを徹底している。 ・特定個人情報の取扱は担当者だけに権限を付与している。 以上から人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	評価書の様式が改正されたため
令和7年7月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	評価書の様式が改正されたため
令和7年7月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である。 ・取扱担当者だけに権限を付与し、異動や担当変更の際には速やかに権限の付与・削除を行っている。	事前	評価書の様式が改正されたため